

令和5年度

第37回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年3月27日(水)

伊勢原市農業委員会

第37回 伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和6年3月27日（水） 午前9時55分から午前11時00分まで

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

10名（その他、農地利用最適化推進委員11名出席）

5 欠席委員

なし

6 署名委員

麻生 伸一、 市川 正美

7 議長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・服部 孝喜
- ・片山 淳二
- ・岸 好夫

9 傍聴者

なし

10 審議内容 (開会 午前9時55分)

[事務局長] 定刻となりましたので、只今より第37回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴人の方はおりません。出席委員10名で、定足数に達していることを報告します。それでは、議長、議事の進行をお願いします。

[議長] それでは、只今から、第37回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、8番・麻生伸一委員と9番・市川正美委員の両名にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告6件、議案6件の計12件となっております。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。

議案書の1ページから7ページをご覧ください。内訳は、成瀬地区で4件、大山高部屋地区で2件、比々多地区で2件、大田地区で2件の届出を受理しています。なお、第三者への斡旋については、1号と2号、7号と8号の方は希望しており、そのほかの方は希望がありませんでした。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いいたします。

【質問なし】

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり高部屋地区の4件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足いたします。

報告第2号の1については、平成11年12月に駐車場へ、2号の2については、昭和51年に駐車場へ、2号の3については、昭和58年

[事務局] に住宅敷地へ、2号の4については、平成5年8月に住宅敷地へ転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

[議長] 何か御質問がございましたらお願ひいたします。
【質問なし】

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり伊勢原地区の1件、成瀬地区の2件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足します。

報告第3号の1から3については、一般個人住宅として転用を行うものです。

[議長] 何か御質問がございましたらお願ひいたします。
【質問なし】

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。高部屋地区で3件、比々多地区で1件、大田地区で1件、の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は日向にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和6年2月8日で、対象農地の明細は13ページから14ページです。日向字西新田原に2筆、同字横道に2筆、同字防中に8筆、同字引地に1筆、合計13筆、面積は7,349.69平方メートルです。3月5日に事務局で現地調査を行い、水稻の刈り込み跡、ネギ、大根等の露地野菜の作付けを確認しています。3月8日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の2、申請人は川崎市にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和6年2月8日、対象農地の明細は15ページです。日向字原田に1筆、面積は1,054平方メートルです。

[事務局] 3月5日に事務局で現地調査を行い、小麦の作付けを確認しています。3月8日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の3、申請人は三ノ宮にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和6年3月4日、対象農地の明細は16ページから17ページです。三ノ宮字下津根に8筆、同字中木津根に17筆、同字宝地に1筆、合計26筆、面積は15,221平方メートルです。3月6日に事務局で現地調査を行い、水稻の刈り込み跡、梨、葡萄の作付けを確認しています。3月8日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の4、申請人は上粕屋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和6年3月5日、対象農地の明細は18ページです。上粕屋字川上下に4筆、同字三本松に1筆、同字下中澤に5筆、合計10筆、面積は5,289平方メートルです。3月11日に事務局で現地調査を行い、水稻の刈り込み跡、ネギ等の露地野菜の作付けを確認しています。3月13日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の5、申請人は下平間にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和6年3月7日、対象農地の明細は19ページです。下平間字丸山に3筆、同字谷原に2筆、同字東下に1筆、同字谷原下に3筆、合計10筆、面積は7,132平方メートルです。3月12日に事務局で現地調査を行い、ネギ、里芋の作付け、水稻の刈り込み跡を確認しています。3月14日付け専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いいたします。
【質問なし】

[議長] 報告第5号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出書について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 公共事業と一体に行う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用申請は不要です。今回1件、工期延長の届出がありました。

報告第5号の1、図面番号は1番、併せて公図、参考図をご覧下さい。伊勢原市道路整備課長から工期延長の届出です、三ノ宮字上中島の2筆の一部、面積2,966平方メートルのうち2,004.87平方メートルを令和5年度市道82号線改良工事のために、クレーンの作業ヤードと仮設事務所兼仮設資材置場として一時転用していますが、工期を当初の令和6年3月22日から令和6年5月31日まで延長します。

- [議長] 何か御質問がございましたらお願いいたします。
【 質問なし 】
- [議長] 報告第6号、生産緑地地区の取得のあっせんについて、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 生産緑地の指定後30年が経過したため、伊勢原市長から農林業従事者に対し生産緑地の取得のあっせんについて、申出があったので報告します。
- 報告第6号の1、図面番号は2番、箇所図と公図を合わせてご覧下さい。
- 対象の生産緑地は、串橋字登り道の1筆、面積は565平方メートルです。買取り申し出者は、市内八幡台1丁目の方です。
- 詳しい売買条件につきましては、担当の都市政策課まで問合せください。各農業委員さんには、地元の農林業従事者の中で取得希望者がいる場合は、令和6年4月10日までに、農業委員会事務局へ御連絡をお願いします。なお、連絡がない場合には、土地取得希望者が無いものとして、市長に報告をさせていただきます。あっせん申出日、この場合1月25日ですが、3ヶ月経過後に行行為制限解除となります。
- [議長] 何か御質問がございましたらお願いいたします。
【 質問なし 】
- [議長] 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、伊勢原地区で1件、比々多地区で1件、大田地区で2件の申請がありました。
- 議案第1号の1、図面番号は3番です。あわせて公図をご覧ください。申請地は伊勢原4丁目の1筆、面積は1,110平方メートルです。譲渡人は田中にお住いの方で、譲受人は同じく田中にお住まいの息子の方です。
- 経営移譲のため無償にて所有権を半分移転し、共有名義とします。
- 3月14日に事務局と地区農業委員さんの合同で現地調査を行い、譲受人世帯が経営している他の農地については、果樹の作付けが確認でき、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しております。申請書

[事務局] 類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

議案第1号の2、図面番号は4番です。あわせて公図をご覧ください。

申請地は三ノ宮字上初川の11筆、面積は3,074.11平方メートルです。譲渡人は三ノ宮にお住いの方で、譲受人は平塚市にお住まいの認定新規就農者の方です。

経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

3月19日に事務局と地区農業委員さんの合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、露地野菜の作付けが確認でき、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しております。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

議案第1号の3、図面番号は5番です。あわせて公図をご覧ください。

申請地は上谷字前田の2筆、面積は865平方メートルです。譲渡人は茅ヶ崎市にお住いの方で、譲受人は上谷にお住まいの兄の方です。

経営規模拡大のため無償にて所有権を移転します。

3月18日に事務局と地区農業委員さんの合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、飼料畑のための耕運管理や水稻の刈り込み跡が確認でき、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しております。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

議案第1号の4、図面番号は6番です。あわせて公図をご覧ください。

申請地は下谷字廣町の1筆、上平間字木之下の1筆、同字十五町の2筆、同字四反田の1筆、同字堤の2筆、下平間字中の1筆、同字丸山の1筆、同字谷原の1筆、同字東下の3筆、同字谷原下の3筆、同字久保尻の3筆、同字大原の1筆、合計20筆、面積は11,255.61平方メートルです。譲渡人は海老名市にお住いの方で、譲受人は秦野市にお住まいの方で、秦野市・平塚市・小田原市で約130aの農地を経営する小田原市で認定を受けた農業者です。

経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

3月18日に事務局と地区農業委員さんの合同で現地調査を行い、農機具の保有や移転する農地の営農計画等を確認しております。また、譲受人が経営している農地については、秦野市・平塚市・小田原市に照会を行い、適正に管理されていることを確認しております。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

- [議長] 議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。
- [地区担当委員] 事務局が説明したとおり、3月14日に事務局と現地を確認しております。適正に管理されておりましたので問題ないと思います。
- [議長] 議案第1号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。
- [地区担当委員] 事務局が説明したとおり、3月19日に事務局と現地を確認しております。また、同月22日に地区委員とともに確認しております。特段、問題ないと考えます。
- [議長] 議案第1号の3につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。
- [地区担当委員] 事務局が説明したとおり、3月18日に事務局と現地を確認しております。また、同月22日に地区委員とともに確認しております。特段、問題ないと考えます。
- [議長] 議案第1号の4につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。
- [地区担当委員] 事務局の説明のとおり3月18日に事務局と申請者の3名で、22日には地区委員4名で該当ほ場20箇所を現地調査しました。3月18日に、平塚の農機具置場にて修理中のトラクター2台の説明と、刈り払い機、ハンマーナイフモア、堆肥散布機等がありました。コンバイン等はありませんでした。
廣町の畑では、とうもろこしを育てたいとのことでした。また、田んぼ2反では、そばを育てたいとのことでした。
田んぼ用の農機具を保有していないため、利用方法（水利の話）や他の市の状況等をヒアリングする必要があると考えます。
そこで、地区担当委員として継続審議を希望します。
- [議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。
- 【 質問なし 】

- [議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【挙手全員】
- [議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。
- [議長] 議案第1号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。
【質問なし】
- [議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【挙手全員】
- [議長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。
- [議長] 議案第1号の3について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。
【質問なし】
- [議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の3について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【挙手全員】
- [議長] 挙手全員。よって、議案第1号の3については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。
- [議長] 議案第1号の4について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。
- [委員] 今、地区委員の話を聞いていて、他市でかなりの規模の耕作をされている。田んぼの機械を持っていないので、継続審議としたいとのことだ

- [委員] が、機械は借りることも出来るはずである。継続審議の理由が不明瞭である。具体的に何が解決すれば継続審議でなくなるのか。
- [委員] 実は田んぼのところに行って言われたのが、そばをやりたい。この地域は、5月22日に水が入って6月6日には完全に田んぼになります。落水するのが、9月25日ということをお伝えしたが、そばを作りたいということであった。それ以上は良いも悪いも言えないが、冒頭に話した廣町の畑だが、とうもろこしを育てたいとのことであった。大田の平間の改良区の水利を確認した方が良いとの話もした。今回、継続審議としたのがそういった営農の話の整理が必要だということで、お願いした。また、土地改良区の負担金の話も聞いておられなかったので、アドバイスをしたり、整理をしたいということである。
- [委員] ようするに、営農の計画の実現性が不透明のために継続審議にしたいということですね。
- [委員] そういうことです。また、取得面積も大きいため詳細な営農計画の確認が重要ということです。
- [委員] これは、譲渡人の経営面積を全て移転するのか。また、これだけの規模だが、地域の生産組合等との協議はなされているのか。
- [事務局] 全ての経営面積の移転である。
- [委員] 生産組合との協議はなされていないと思う。
- [委員] 私も地区委員で回ったが、使いやすい農地もあれば、面積も狭小で使いづらい土地もあった。これを管理していくのは、難しい。
- [議長] それでは、営農計画の実現性を慎重に確認したいということで、継続審議でよろしいでしょうか。
- 【 挙手全員 】
- [議長] それでは、議案第1号の4については、継続審議ということにします。
理由：申請地20筆は、面積・現況地目が各々異なっており、また、所在も飛び地で各所に点在していることから、各筆の営農計画を確認する必要がある。

[議長] 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 農地を自ら農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求める。今回は、1件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は7番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は上粕屋字鳥居崎の1筆の一部、面積661平方メートルのうち490平方メートルを貸駐車場として転用するもので、西はコンビニ、南は県道と石材置場、東は申請人の農地、北は隣地農地となっています。

申請人は、上粕屋の方です。申請理由は、近くの機械部品の会社が本社工場の増築計画で従業員駐車場が潰れる事に伴い、北側の山王中学校近くは第1種農地の判定のため利用できず、最適な場所として車16台分の駐車場として転用します。

申請地の立地基準は、山林や雑種地により分断され、農地の広がりは10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準については、敷地は盛土して転圧、アスファルト舗装し、雨水は浸透性の舗装とすることで処理します。

敷地境はコンクリートブロック積と1メートルのフェンスで囲みます。

計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例の適用はありません。3月21日県担当者の現地調査を受け、現時点特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

[議長] 議案第2号の1につきまして地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 3月8日に施工者から説明を受けました。同月24日に地区委員全員で現地の確認をいたしました。特段、問題ないと考えます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

- [議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- 【挙手全員】
- [議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可相当とする」とこといたします。
- [議長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局から説明をお願いいたします。
- [事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。
- 今回、1件の申請がありました。
- 議案第3号の1、図面番号は8番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。
- 申請地は上粕屋字鳥居崎の1筆、面積は826平方メートルで、西はコンビニ、南は前議案で提案した敷地、東は石材置場、北は農地となっています。
- 隣接のコンビニの土地の所有者である譲受人は店舗の集客上、駐車場の拡張を計画し、現在15台から33台にするため農地を転用します。
- 申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりは10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。
- 一般基準及び個別基準についてですが、敷地は盛土して、アスファルト舗装します。雨水は浸透施設で処理します。敷地境にはコンクリートブロックと1.2メートルのフェンスで囲み、その内側を法面処理します。
- 計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。
- 3月21日県担当者の現地調査を受け現時点特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。
- 以上です。
- [議長] 議案第3号の1につきまして地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。
- [地区担当委員] 3月8日に施工者から説明を受けました。同月24日に地区委員全員で現地の確認をいたしました。特段、問題ないと考えます。

- [議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。
- 【 質問なし 】
- [議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
- 議案第3号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- 【 挙手全員 】
- [議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」とこといたします。
- [議長] 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。
- このことから、同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要です。
- お手元の資料にあります更新の申出71件、新規設定の申出7件の計78件の申出について、順に説明申し上げますので御審議をお願いします。
- なお、これらについて決定いただける場合は、利用権始期が議案第4号の1から74、77及び78の申出においては令和6年5月1日、議案第4号の75及び76の申出においては令和6年4月1日となります。
- まず、令和6年4月30日に利用権の満期を迎える、71件、180筆、124, 839. 22平方メートルの更新の申出について、説明申し上げます。
- 対象は、議案第4号の1から71までです。
- この申出の内訳について、まず、伊勢原地区は、8件、15筆、12, 093平方メートルの申出があり、うち賃貸借が、5件、11筆、8, 373平方メートルとなります。

[事務局]

続いて、大山地区は、1件、1筆、375平方メートルの申出があり、当申出は、賃貸借となります。

続いて、高部屋地区は、8件、15筆、15,978平方メートルの申出があり、うち賃貸借が、3件、8筆、8,590平方メートルとなります。

続いて、比々多地区は、16件、38筆、30,056平方メートルの申出があり、うち賃貸借が、4件、7筆、6,526平方メートルとなります。

続いて、成瀬地区は、20件、55筆、31,099平方メートルの申出があり、うち賃貸借が、7件、20筆、11,521平方メートルとなります。

続いて、大田地区は、18件、56筆、35,238.22平方メートルの申出があり、うち賃貸借が、9件、23筆、15,088.22平方メートルとなります。

次に新規設定の申出について、説明申し上げます。

対象は、議案第4号の72から78までです。

まず、議案第4号の72、伊勢原地区、岡崎字大割の1筆、993平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、約266アールの規模を耕作している認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の73、成瀬地区、見附島字木ノ元の2筆、計

1,407平方メートルの使用貸借の受け手となる者は約779アールの規模を耕作している認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の74、成瀬地区、見附島字木ノ元の5筆、計

1,926平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、議案第4号の73の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第4号の75、大田地区、上谷字前田の6筆、同字島合の6筆、計6,696平方メートルの賃貸借の受け手となる法人は約18アールの規模を耕作している農地所有適格法人、かつ、認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の76、大田地区、上谷字下西川の1筆、960平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、約25アールの規模を耕作している認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の77大田地区小稻葉字大上の3筆、計1,978平方メートルの賃貸借の受け手となる法人は、約684アールの規模を

[事務局] 耕作している農地所有適格法人、かつ、認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の78、大田地区、下谷字高澤の1筆、同字下中才の1筆、計1,001平方メートルの使用貸借の受け手となる法人は、議案第4号の75の受け手と同じ法人となります。

以上、御審議をお願いします。

[議長] 審議に入ります。議案第4号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【質問なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号については、「原案のとおり認める」とといたします。

[議長] 議案第5号、令和7年度税制改正要望について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この議案は、先ほどの全員協議会において報告したものになります。本議案は承認されると、県農業会議へ提出します。その後の流れとしましては、各市町村から提出された意見等を県農業会議で取りまとめ、全国農業会議所に提出されます。全国農業会議所では全国から集まった意見等を取りまとめ、国へ要望することとなります。以上ご審議をお願いします。

[議長] 審議に入ります。議案第5号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【質問なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第5号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第5号については、「原案のとおり認める」とといたします。

[議長] 議案第6号、令和7年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この議案は、先ほどの全員協議会にて報告したものになります。本議案は可決されますと、直接県農業会議へ提出されます。その後の流れとしましては、本市同様に各市町から提出された意見等を県農業会議で取りまとめ、常設審議委員会に諮り承認されると、県知事に要望することとなります。以上です。

[議長] 審議に入ります。議案第6号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
【質問なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第6号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第6号については、「原案のとおり認める」とといたします。

[議長] 以上を持ちまして、第37回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前11時00分 終了】